

札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(条例第 22 条第 1 項第 4 号に該当する行為の基準)</p> <p>第 5 条 条例第 22 条第 1 項第 4 号に該当する行為の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(2) 消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しに関する定めにおいて、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(3) 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期間にわたって供給される商品等の購入を内容又は条件とする契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(4) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は消費者が意思表示をした取引条件と異なる事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(5) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p>	<p>(条例第 22 条第 1 項第 4 号に該当する行為の基準)</p> <p>第 5 条 条例第 22 条第 1 項第 4 号に該当する行為の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>	

<p>(6) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める契約その他契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(7) クレジットカード、会員証その他消費者が商品等の提供を受けるための資格を証する物が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(8) 事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは<u>契約の目的物の瑕疵</u>により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任又は当該瑕疵に係る事業者の修補責任の全部又は一部を不当に免除する内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(9) 法律の規定が適用される場合に比して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p>	<p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任又は当該債務不履行に係る事業者の修補責任の全部又は一部を不当に免除する内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為</p> <p>(9) (現行のとおり)</p>	
---	---	--